



栃木県公報

令和6(2024)年
2月13日(火)
号外
第6号

目次

公安委員会

○刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正
正..... 1

公安委員会

栃木県公安委員会規則第2号

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年2月13日

栃木県公安委員会委員長 蓬田勝美

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年栃木県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第2条 栃木県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> | <p>第2条 栃木県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第1項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員_____</p> <p>_____は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> |

附則

この規則は、令和6年2月15日から施行する。